

空き家・空き地を所有している方へ

# 空家・空地情報バンクに登録しませんか!

市内にある空家等の有効利用、定住促進による地域の活性化を図るための制度です。

市内の空き家を売る・貸すことを希望する所有者から、空家情報バンクへの登録申込があった場合に、その空家情報を市のホームページにて公開し、空き家の利用希望者に紹介する制度です。

## 空家・空地情報バンクの登録・利用の流れ

バンク情報をご覧  
いただけます!

### ◇ 空家・空地バンクへの登録

#### ① 空家・空地バンクへの登録申込み

空家・空地情報バンク登録申込書を都市計画課に提出してください。

#### ② 物件の調査

市が登録に必要な調査を行います。

#### ③ 登録完了通知

調査結果を受け、黒部市空家・空地情報バンク登録（不可）通知書により当該所有者に通知します。※調査の結果、登録不可となる場合もあるのでご了承ください。

#### ④ 空家・空地情報の提供開始

市ホームページにて登録完了した空き家・空き地の情報を掲載します。

### ◇ 空家・空地バンクの利用

#### ① 利用登録の申し込み

空家・空地情報バンク利用申込書に誓約書を添付して都市計画課に提出してください。

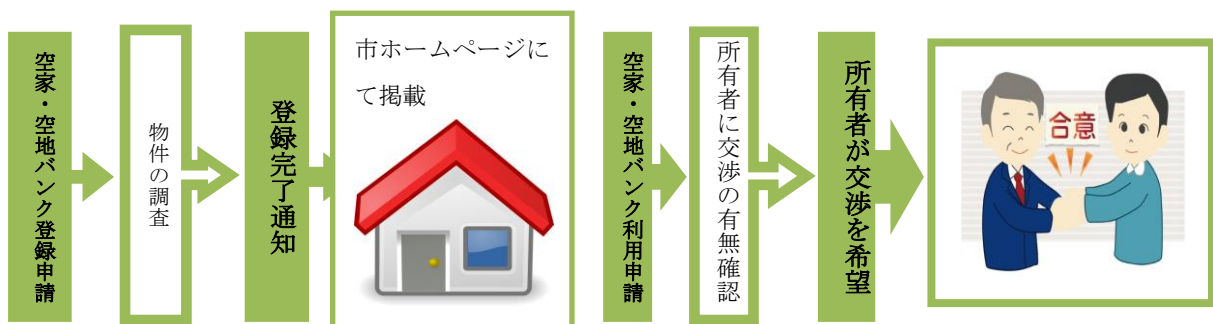
#### ② 仲介業者との交渉・契約

利用登録の申込みを受け、市が所有者等に連絡し、利用希望者と交渉するか否かを確認します。所有者が交渉を希望した場合は、交渉・契約を行うこととなります。

※市は所有者と利用希望者の交渉・契約については直接関与しません。



## 空家・空地情報バンクの流れ



# 空家情報バンクに登録された場合、 以下の補助金を活用できます！

## ① 空家情報バンク活用促進補助金（最大20万円）

バンクを利用して空家の売買・賃貸借契約した場合、市から補助金を交付します。

### ・補助対象者

バンクに登録された日から3か月以上経過したあと、空家の売買・賃貸借契約した所有者や入居者（購入者・賃借者）※入居者が居住（住民票を移す等）する場合に限り

### ・補助金額

売買契約→空家の売買代金相当額の5分の1以内の金額

（上限10万円 ただし、居住誘導区域で補助対象者が所有者である場合は上限20万円）

賃貸借契約→空家の1年間の賃貸借料相当額の5分の1以内の金額（上限10万円）

## ② 登録空家リフォーム等補助金（最大110万円）

バンクに登録された空家等の改修等にかかる費用に対して補助金を交付

### 1. リフォーム補助

#### ・補助対象

※一戸建の住宅に限り。併用住宅は居住用部分が1/2以上あること

※空き家の所有者及び入居者（購入者又は賃借者）であること。

入居者の場合、空き家に居住（住民票を移す等）する場合に限り。

※入居者は売買契約又は賃貸借契約の締結日から1年を経過していないこと。

#### ・補助金額・・・対象となるリフォーム工事にかかる費用の1/2を補助

（上限50万円 ただし、居住誘導区域で購入者が行う場合は上限100万円）

### 2. 解体補助（居住誘導区域内のみ）

#### ・補助対象

※一戸建の住宅の建替えが条件（併用住宅は居住用部分が1/2以上あること）

※空き家の購入者であること。

※空き家の解体から1年以内に住宅を新築し居住すること。

#### ・補助金額・・・空き家の解体工事にかかる費用の1/2を補助（上限100万円）

### 3. 家財処分 ※R5年度より拡充しています。

#### ・補助対象

※空き家の所有者及び入居者（購入者又は賃借者）であること。

※申請者及び世帯員が、市税を滞納していないこと。

※申請日現在において空家・空地情報バンクに登録されている空家等であること。

#### ・補助金額・・・対象となる経費の1/2を補助（上限10万円）

## ③ 空家情報バンク仲介報奨金（5～40万円）※R5年度より低額物件に対して拡充しています。

空家情報バンクに登録された空き家が売買契約に至った場合、所有者側の不動産仲介業者に報奨金を交付します。ただし、入居者が居住（住民票を移す等）した場合に限り。

お問い合わせ 黒部市 都市創造部 都市計画課 0765-54-2647

ホームページから補助金交付要綱や各種様式をダウンロードできます。

各課一覧



都市計画課



空家・空地情報バンク



クリック